

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 土木一式工事 |
| (2) 件 名 | 下水道築造工事（区6－137号線外3路線） |
| (3) 場 所 | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年8月1日から令和8年1月30日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,357,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 清和土木株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市南荻島4288 |
| (8) 概 要 | 路線延長 L=91.9m
管体延長 L=88.7m
硬質塩化ビニル管φ200 L=88.7m
組立1号マンホール 4箇所
取付け管 9箇所
ます 8箇所 |
| (9) 理 由 | 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6－137号線外3路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、当該工事の受注者と地方自治法施工令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築一式工事
(2) 件 名 観光物産拠点施設天井等改修工事
(3) 場 所 越谷市弥生町505番2
(4) 履 行 期 間 令和7年8月8日から令和7年11月28日まで
(5) 契 約 金 額 4,928,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 東武谷内田建設株式会社
埼玉営業所
(7) 受注者住所 埼玉県春日部市中央1-4-4
(8) 概 要 ・空調設備の結露により腐食した天井を改修する。
・天井裏に換気設備を設置する。

- (9) 理 由 ○ 特命随意契約理由
本工事は、東武鉄道高架下にある観光物産拠点施設の天井を改修する工事であり、特殊な敷地要件であることから、現場の状況に精通した業者と契約する必要があります。
また、列車運行に支障が生じた場合に列車防護の手配等を行う関係上、東武鉄道との連絡調整等を迅速に行える業者が特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、これらの条件に該当する「東武谷内田建設株式会社 埼玉営業所」と特命随意契約をするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件 名 | 雨水排水実施設計業務委託（一乗院） |
| (3) 場 所 | 越谷市西大袋土地地区画整理事業地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年8月1日から令和8年3月13日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 6,600,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 東日本総合計画株式会社
越谷営業所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-12-25 |
| (8) 概 要 | 管渠実施設計 L=236.5m
マンホール調査 14箇所
本委託は、越谷市西大袋土地地区画整理事業地内31街区1画地外（一乗院）の雨水排水実施設計業務委託であり、第三者の高度な技術、知識及び経験等によらなければ目的達成が困難なため、委託するものです。 |
| (9) 理 由 | 本業務は、令和6年度に実施した当該箇所の雨水排水設計業務委託と整合性を図ることが必須であり、過年度に請け負った東日本総合計画株式会社越谷営業所と特命随意契約を締結することにより、設計業務の精度を確保するものであり、過年度成果品以外に保有している現地条件等の調査資料を使用することで今後の換地処分業務を円滑に進めることを目標として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により上記業者を特命の相手方とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定 |
| (2) 件 名 | 令和9基準年度固定資産税評価替えにおける標準宅地鑑定評価に関する業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市千間台東一丁目6番15外596箇所 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年8月20日から令和8年3月30日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 36,493,600 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1 |
| (8) 概 要 | <p>固定資産（土地）の価格は、地方税法の規定により総務大臣の告示による固定資産評価基準によって決定しなければならないとされております。</p> <p>固定資産評価基準により、標準宅地の適正な時価を求める場合には基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示価格及び不動産鑑定士（補）による鑑定評価から求められた価格等を活用することと規定されております。</p> <p>本業務は、令和9基準年度における固定資産（土地）の価格を決定するにあたり、固定資産評価基準の規定に基づき、価格調査基準日である令和8年1月1日時点の越谷市内の標準宅地の適正な時価を求めるものであり、専門的技術を要することから市で業務を行うことは困難であるため、標準宅地597地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。</p> |
| (9) 理 由 | <p>随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。</p> <p>標準宅地の鑑定評価業務は、越谷市内全体の固定資産評価額の価格算定の根幹であるため、越谷市の地域特性と価格体系を十分に把握し、固定資産の鑑定評価及び公的土地評価業務について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。</p> <p>特命理由：標準宅地の鑑定評価業務は、より正確で適正な地価動向を把握するために、地価公示価格、都道府県地価調査価格、相続税路線価等の公的鑑定評価との均衡及び固定資産評価における市内全体の面的な均衡並びに近隣市町との接点部における均衡に十分留意する必要があります。下記推薦業者は、公的鑑定評価を行っており、埼玉県内及び近隣市町との接点部等の鑑定価格の調整会議を開催する唯一の業者であり、鑑定評価員間における情報交換を円滑に行うことが可能であり、さらに本市における過去の基準年度における鑑定契約においても十分な実績があることから下記推薦業者を契約の相手方とするものです。</p> |